

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校等における
感染拡大防止対策について（通知）

1月19日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、県内では、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規患者が急増し、このまま爆発的な感染増加が続けば、保健所や検査機関、医療機関等の対応が追いつかない状況になりかねないことから、県の対処方針を見直し、レベル2における感染拡大防止対策を更に強化することになりました。

このことを受け、県教育委員会では、1月20日（木）から2月28日（月）までの間、下記のとおり対策を強化することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、下記1の県立学校における対策の強化について、万全を期すようお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者に対して、本通知の内容とともに、今回の措置が県内の医療体制を守り、ひいては県民の命を守ることにつながるものであるということを周知してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 県立学校における対策の強化

- (1) 本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底する。
- (2) 各教科等については、「感染対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」を控える。
- (3) 学校行事等は原則中止・延期する。ただし、次については、学校の実情に応じて慎重に検討する。
 - ① 旅行・集団宿泊行事
 - ・感染状況を見極めながら、実施方法の適切な変更や工夫について検討するなどの配慮をする。
 - ・家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行等への参加を取りやめてもらうなどの配慮をする。
 - ② 儀式的行事
 - ・開催方式の工夫を講じる。
- (4) オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動については、感染対策に万全を期して行うこととし、オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討する。
- (5) 部活動について
「部活動実施上の留意事項について(令和2年12月21日付け青教ス第919号通知)」に基づき万全の感染拡大防止対策を講じるとともに、学校における生徒の接触機会をできる限り減らすため、活動を縮小して行う。
 - ① 活動日数
部活動の活動日数を週3日以内とする。ただし、公式の大会やコンクール等（全国大会・東北大会や県内大会等）に出場する場合は、大会等当日の14日前から「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。

② 対外試合

ア 公式試合等

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織の団体が主催又は共催する大会、各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加可能とする。

<補足>

- 審判講習会等のために、生徒を集めて行う練習試合や練習会の要素が強い地区大会への参加は認めない。
- 参加に当たっては、原則、宿泊を伴わないこととする。ただし、公式試合等について、移動時間が長い場合等もあることを踏まえ、児童生徒の健康や安全を確保する観点から宿泊が不可欠だと校長が認める場合には、最小限の範囲で可能とする。なお、宿泊する場合には、適切に感染防止対策を講じること。

イ 公式試合等以外

他校との試合（練習試合を含む。）は禁止する。

【大会等参加に当たっての留意事項】

A 一般的な事項

- a 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）
- b 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。
- c 声援、指示など大声を出さないこと。
- d 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- e 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- f 移動の際も含めて、マスクを外した状態でのお話は避けること。
- g マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。
- h 大会後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

B 全国・東北大会に係る留意事項

別紙のとおり。

③ 合宿（学校単独で行うものも含む。）は禁止する。

④ 練習等活動時の留意事項

ア 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しない。

イ 密集場面の回避多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底する。

ウ 場面の切り替わり時のリスク回避練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さない。

エ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促す。

(6) 外部人材の活用について

外部人材（日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。）の来校による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施する。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認める。

(7) 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努める。

2 行事・イベントや施設等での対策の強化

(1) 県主催で不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント等は原則中止・延期する。

(2) 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有体育施設、社会教育施設等を原則休館・使用中止、新たな予約受付を停止する。

3 市町村教育委員会への対応

上記1及び2について、県教育委員会に準じた対応を依頼する。

4 関係団体への対応

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校文化連盟、競技団体等の関係団体に対して、主催する大会やコンクール等の中止・延期の検討を依頼する。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）